

駿府浪漫バスの退出について

1. 駿府浪漫バスの退出の協議の概要

中心市街地において観光目的の循環バスである駿府浪漫バスがしずてつジャストライン(株)への委託により運行されているが、市(観光部局)は、観光客の利用が少ないこと等を理由として令和7年3月31日で観光目的の運行を終了することを決定した。

令和7年4月1日以降、駿府浪漫バスは、その運行終了後の公共交通について検討する期間及び周知期間を確保するため、半年間は、従来と同じルート及び時間で運行することとしていたが、駿府浪漫バスの廃止後について様々な検討を加えた結果、令和7年9月末をもって路線退出をする意向を固めた。

路線の廃止を行う事業計画は、法令の規定により当該廃止の6月前までにその届出を行わなければならないが、同法令は、地域公共交通会議で協議が調った場合には、特例的に30日前までの届出でも許容する緩和を認めている。

本件は、上記特例を前提に、駿府浪漫バスが令和7年9月30日で退出することの承認の可否について協議する。

○道路運送法(抄)
(事業計画の変更)
第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前(旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前)までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
第2項から第6項 略
○道路運送法施行規則(抄)
(一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例)
第十五条の四 法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
二 当該路線の休止又は廃止について地域協議会(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。)、地域公共交通会議(市町村長が主宰するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみに運行しているものである場合に限る。)又は協議会(市町村が組織するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみに運行しているものである場合に限る。)において協議が調った場合
第1号及び第3号 略

2. 駿府浪漫バス廃止の影響の評価について

(1) 駿府浪漫バスの路線の特性について

駿府浪漫バスは、運行当初は観光目的に特化した路線だったが、令和元年(2019年)のルート変更以降は、観光機能と生活交通機能を併せ持った路線である。

(実際に、令和5年度に実施した乗客アンケートでは、観光目的(2割)・生活交通目的(8割)の回答であった。)

※路線概要及び観光目的終了に至る経緯は、4ページ「駿府浪漫バスの経過」を参照。

(2) 駿府浪漫バスの廃止後による影響の評価

- 駿府浪漫バスが廃止された場合、既存路線バスによるカバーが期待できる区域(エリアA)がある一方、バス停から距離がある次の区域(エリアB)についてアクセス利便の低下が見られると評価した

①保健福祉サービスの拠点である城東保健福祉エリア

②城東・西千代田地区

- ただし、この区域のみを運行する市自主運行バスは、区域内の需要に対して運行経費が過大になるため、実施が困難であるとも評価した。



3. 事務局案について

当該路線は、観光政策として実施していた運行事業であり、観光客の利用が少なく、その増加が見込めないという事情を酌めば、その廃止の必要性は理解できる。

一方、当該路線が生活交通路線としての性格を帯びている以上、単に観光政策上の都合だけで退出の承認を判断すべきでなく、廃止による影響や代替交通の有無等を考慮すべきである。

そこでこれを検討すると、まず、駿府浪漫バスの廃止により、同バスが運行していたエリアのうち、既存のバス路線で補完できるエリア（エリアA）については廃止の影響が軽微であると認められる。

次に、既存のバス路線による補完では、一定程度のアクセス利便の低下が見られるエリア（エリアB）については利用者への影響について慎重な判断が求められるが、同バスの廃止に伴い実施される後述の実証実験により、利用ニーズの把握や利用者への影響の程度を計測した上で新たな公共交通によるカバーを判断する予定であり、慎重な判断過程が担保されている。

また、実証期間中はアクセス利便の低下が見られるエリア（エリアB）に代替交通が提供されるため、既存利用者への配慮も行われる。

以上より、今回の申出内容である駿府浪漫バスの退出については「承認」することとする。

4. 実証実験について

超高齢社会の進展による医療・福祉ニーズが増大していることと、上記の乗車需要の存在を併せて考慮し、総合病院・城東保健福祉センターを効率的に結ぶ小型車両による乗合交通の導入を検討している。

この新しい公共交通は民間事業者による運行を想定しているが、このような公共交通に対する利用ニーズや事業採算性を確認するため、まず、市が実証実験を実施する。

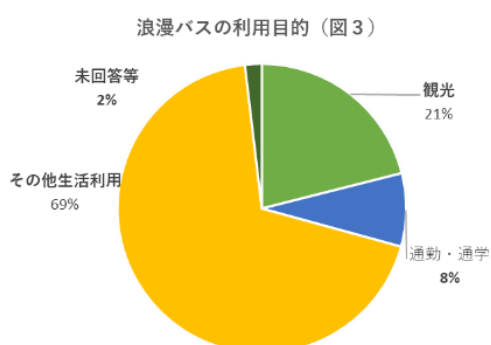
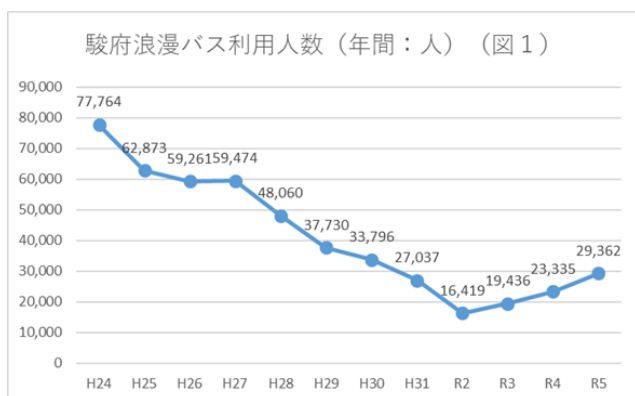
運行形態	定時定路線型 小型車両(10 人乗りハイエース等 1台) 道路運送法第 21 条許可に基づく運行を実施		
運 行 日 運行ルート	平日9時～15・16 時台 (1日 6・7往復程度) 末尾の参考資料のとおり		
実証期間	1年間 (令和7年 10 月1日から令和8年9月 30 日まで)		
受託事業者	競争(見積執行)により受託事業者を決定 (➡毎月運行実績を報告。実証事業の評価に随時活用する。)		

実証実験のルート（現時点案）



【参考】駿府浪漫バスの経過（令和7年3月24日開催 第24回地域公共交通会議本会議報告まとめ）

運行日時：毎日静岡駅発 10時から16時
 運行便数：平日7便（60分毎）土日祝13便（30分毎）
 運賃：1回あたり大人210円、こども110円
 運行経路：右下図のとおり
 業務形態：しずてつジャストライン(株)へ運行委託 令和6年度委託料：18,952千円
 利用者数：（令和6年度）26,903人/年（平均8.3人/便）
 経緯：2000年 大河ドラマ＆「静岡葵博」と合わせて運行を開始（一定の生活利用想定）
 2016年 便数減（平日17便⇒13便、土日祝17便⇒13便）
 2017年 安東循環（民間営業路線）の休止・便数減（平日13便⇒7便）
 2019年 ルート変更（観光特化から観光・生活両立へ方針転換）
 2025年 3月末観光目的の運行を終了を決定。9月末退出を計画。



【観光目的終了の理由】

- 駿府浪漫バスの利用者数は低下傾向が顕著
平成24年度実績 77,764人(ピーク) ⇒ 令和5年度実績 29,362人(ピーク時の約38%)
- 観光客の利用が少なく、増加の兆しがない
 - ◆乗客アンケート調査の結果 観光目的(2割)・生活交通目的(8割) ⇒ 観光客の利用が少ない
 - ◆主要な観光施設へのアクセスにつき、駿府浪漫バスの優位性がない
主要な観光施設(駿府公園・静岡浅間神社等)には、循環路線の駿府浪漫バスよりも時間効率がよい民間バス路線(中原池谷線:概ね30分毎)が存在する。
- 燃料費等の運行経費の高騰によるに伴う委託料の増加